

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市いじめ問題調査委員会		
開催日時	令和7（2025）年8月19日（火） 午後2時から午後3時まで		
開催場所	みよし市役所6階601、602会議室		
出席者	【委員】 樋口義治委員（委員長）、高橋靖子委員、中村有里委員、中村裕介委員、水谷大太郎委員 【事務局】 近藤総務部次長兼総務課課長、森田総務課主幹、小野田総務課専任副主幹、深田総務課主事 【説明のために出席した者】 鈴木教育部副参事		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	総務部総務課 深田 電話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	議題（2）は、みよし市情報公開条例第7条1号に規定する情報を含むことから非公開だったため
審議経過	○総務課長；定刻になりましたので、ただ今から、令和7度第1回みよし市いじめ問題調査委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市情報公開条例第7条第2号の規定により、議題（2）のみを非公開とし、それ以外は公開することとします。 会議開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。 本日の会議の流れについてですが、まず始めに委員長及び委員長職務代理者を選出し、議題に入らせていただきます。 なお、委嘱状につきましては、机上での配布とさせていただきます。 委員の皆様、2年間よろしくお願いいたします。 新しく委員に御就任いただきました方もおりますので、委員の皆様一言ずつ御挨拶を頂戴したいと存じます。 それでは、資料の1ページを御覧ください。 樋口委員から順に、お願いいたします。 （委員あいさつ） ○総務課長；続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 （事務局紹介） ○総務課長；以上が事務局を担当いたしますのでよろしくお願いいたします		

ます。なお、本日、部長の城及び主任主査の一丸は他の業務のため欠席させていただいております。

また、本日は、説明者として、教育部鈴木副参事に御出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、当委員会の委員長の選出をお願いしたいと思います。資料 2 1 ページを御覧ください。

「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第 9 条で準用する第 4 条第 1 項の規定により、委員会には、委員長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、委員長の選出をお願いしたいと思います。

どなたか立候補、御推薦、御意見などございませんでしょうか。

(立候補、推薦、意見無し)

○総務課長；立候補、御推薦など無いようですので、事務局より推薦させていただきますてもよろしいでしょうか。

(委員 同意)

○総務課長；委員の皆様のお許しをいただきましたので、委員長には、平成 2 7 年度より委員を務められ、教育学の分野で豊富な学識をお持ちの、樋口委員を推薦させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員 同意)

○総務課長；ただ今、委員の皆様の同意をいただきましたので、樋口委員よりお願いしたいと思います。それでは、早速ですが、樋口委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

(樋口委員長あいさつ)

○総務課長；ありがとうございました。続きまして、委員長の職務代理者の選出につきまして、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第 9 条で準用する第 4 条第 3 項の規定により、あらかじめ委員長が指名する委員を職務代理者とするようになっておりますので、委員長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○樋口委員長；職務代理者には、高橋委員にお願いしたいと思います、高橋委員よろしいでしょうか。

<高橋委員了承>

○総務課長；ありがとうございました。それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。

「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第 9 条で準用する第 5 条第 2 項の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、これより先、会議の取回しを委員長にお願いします。

○樋口委員長；それでは、議題１点目の「みよし市いじめ問題調査委員会について」事務局から説明をお願いします。

○総務課主事；みよし市いじめ問題調査委員会の概要について説明させていただきます。

１ 設置の経緯としまして、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律の施行を受けまして、みよし市では平成２７年４月に「みよし市いじめ防止基本方針」を定め、また、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」を制定し、(１)の教育委員会所管のみよし市いじめ問題対策委員会、(２)の市長が所管するみよし市いじめ問題調査委員会の２つの委員会を設置しました。

２ 所掌事務につきましては、３ページを御覧ください。「みよし市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態が発生した場合に、その事実関係の調査審議を行います。また、いじめ防止対策推進法第２４条又は第２８条第１項に規定する調査を行います。

続いて「みよし市いじめ問題調査委員会」は、市長の附属機関として、法第３０条第２項に規定する再調査を行います。

再調査を行う必要があると考えられる場合としましては、①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、②いじめを受けた児童生徒及びその保護者と事前に確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、③教育委員会の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合、⑤いじめを受けた児童生徒及びその保護者が望む場合となっております。

次に３委員会の構成につきまして、(１)委員の数は５人以内とし、(２)委員の選任としまして、委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者から選任することとされています。(３)委員の任期は２年、再任も可能です。(４)委員の身分は市の非常勤の特別職となります。

４ 会議の運営につきましては、(１)会議の招集は委員長が招集します。(２)会議の議長は委員長が議長となります。(３)会議の成立は委員長及び半数以上の出席を要する。とされておりますので委員長と委員２名以上の出席が必要となります。(４)議事の議決 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとされています。

説明は以上となります。

○樋口委員長；ただ今、事務局から説明がありました。御意見、御質問がございましたら委員の皆様をお願いします。

○樋口委員長；対策委員会を開催して、案件によっては再調査ということで本委員会が開かれるということですね。

それですが、いじめ問題対策委員会の開催状況はどのようでしょうか。

○教育部副参事；年間２回の定例の委員会を開催しています。その際に

は定例的な報告等に加えて、事案の検討を行っているところです。
調査委員会を開催するまでの案件は現在のところありません。

○中村裕介委員；重大事態として報告があがっているということですか。

○教育部副参事；はい、適切に文科省、市に報告を上げています。

○中村裕介委員；その調査等はどのようなになっているのか。

○教育部副参事；調査の主体としては学校の調査組織によっています。

○樋口委員長；重大事態というのは、誰が決定するものか。

○教育部副参事；資料の16ページ第6重大事態の基準によって学校で決定します。教育委員会を通して市長にも報告します。

○樋口委員長；ほかによろしいでしょうか。それでは、議題1点目については、これで終了することとします。

次に、議題2点目の「みよし市のいじめの状況について」、事務局から説明をお願いします。

【非公開のため要約】

○みよし市のいじめの状況について、説明を行った。

○委員から説明者に対し、質疑を行った。

○樋口委員長；それでは、議題2点目については、これで終了することとします。

次に、議題3点目の「みよし市いじめ防止基本方針について」、事務局から説明をお願いします。

○教育部副参事；7ページ以降が方針についての資料です。9ページを御覧ください。みよし市いじめ防止基本方針について御説明いたします。

本市では、いじめ防止対策推進法第12条等の規定及び愛知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「みよし市いじめ防止基本方針」を策定し、この基本方針を基に、子どもの健全育成及びいじめの防止等に努めております。

10ページを御覧ください。以降、基本方針の概要を説明させていただきます。

第1いじめの防止等に関する基本的な考え方です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくために、いじめの対策に取り組み、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。本市では、学校、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開しております。

続いて、11ページを御覧ください。第3関係者の責務です。

みよし市教育委員会は、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援しております。学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組んでおります。

続いて、12ページを御覧ください。第4市としての取組の2です。

教育委員会は、相談体制の充実を図っております。学校に子どもの相談員や心の教室相談員を配置したり、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境の充実を図ったりしております。また、みよし市教育センター「学びの森」を中心に心理士やスクールソーシャルワーカーを配置しております。3関係機関の代表者及び心理や福祉の専門家等を構成員とするみよし市いじめ対策推進委員会を設置しております。

続いて、13ページを御覧ください。第5学校としての取組の1「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直しです。

みよし市いじめ防止基本方針に基づいて、学校いじめ防止基本方針を策定しております。学校の実情に合わせて機能しているかを点検し、見直しを図っています。また、学校のホームページへ掲載したり、保護者に示したりしています。

続いて、14ページを御覧ください。2学校いじめ対策組織の設置です。

各学校において学校いじめ対策組織を設置します。いじめに係る情報があつた場合、アンケートの実施、聞き取り調査などの事実関係の把握、いじめの被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導体制・対応方針、保護者との連携といった対応を組織的に実施しております。

15ページを御覧ください。早期発見として、ささいな兆候を見逃さないように、早い段階からかかわりを持っております。いじめに対する措置として、謝罪をもって安易に解消と判断することがないようにしています。いじめに係る行為が止んでいても、少なくとも3か月を目安として見守りを続けております。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認しております。

16ページを御覧ください。4いじめに係る記録の保存です。

学校で定期的に行っているアンケートは、在籍中に破棄することがないように、5年間保存としています。

第6 重大事態への対処です。

1になりますが、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき、報告があつた場合、学校は教育委員会に報告します。教育委員会は、市長まで事態が発生した旨を報告します。調査の主体や組織について判断します。学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体として、教育委員会も学校に対して、必要な指導など適切な支援を行います。

教育委員会が行う場合は、対策委員会が調査を行います。調査の結果についても市長に報告します。重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、在籍している学校を卒業後、5年間保存

としております。

17ページを御覧ください。4 学校及び教育委員会の対応(2)調査中アンダーラインを引いた箇所が、本年度新たに加えたものです。

調査の目的が、民事、刑事上の責任の追及やその他訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校及び教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るということを追記しています。

重大事態の調査に係る記録は、指導要領の期間と合わせて在席している学校を卒業後、5年間保存することとしています。

18ページを御覧ください。7 平時からの備えです。こちらの(1)と(2)については、今年度新たに追記したものであります。学校、市教委ともに平時からの体制整備をすすめ、未然防止への取組を強化することを明記しています。

19ページにつきましては、みよし市におけるいじめの防止等のための組織図、20ページには重大事態対応フロー図を記載しております。以上となります。

○樋口委員長；今の御説明で不明な点等あればお願いします。

○樋口委員長；17ページのアンダーラインの箇所はなぜ追記されたのでしょうか。

○教育部副参事；昨年の8月にあった文科省からの通知を踏まえ、調査の目的が何であるかということを、教職員及び保護者の双方が正しく理解した上で調査を進めていく必要があるからです。

○樋口委員長；学校が調査の対象となったとき、学校を守るような対応が全国であったからという前提があるのでしょうか。学校調査の目的というところが重要かと思いますが。

○教育部副参事；公平なものでなければいけないという前提で調査を進めていくのですが、保護者の方にはそういったふうに受け取られてしまうこともあるかもしれません。

○高橋委員；重大事態について振り返りの意味も込めて校長会など共有されたりはしているのか。

○教育部副参事；いじめ問題対策委員会のなかで、事例を説明して今後の再発防止に向けて助言をいただいたりしました。その内容について、個人名等を伏せて校長会等で共有させていただいています。

○樋口委員長；一応確認、整理させていただきますけど、各学校で重大な事案が発生した時は、学校のなかで調査するということですね。

○教育部副参事；各学校、いじめ対策委員会が組織されていて、定期的に、年に数回行っています。当然、事案が発生した場合は随時対応しているものです。

○樋口委員長；それで対応がうまくいかないときに、教育委員会が対応すると。

	○教育部副参事；はい。ケースによっては、学校から教育委員会、そして教育長と伝達され、重大事態については同時に市長に報告されます。 その上で、さらに市長が必要と認めるときは再調査をします。 ○樋口委員長；委員会の進行中に被害者保護者から訴訟が起こされた場合は、委員会はどのようなになるのか。 ○総務課主事；訴訟とは別に独立して調査を継続するものかと思いません。 ○樋口委員長；中村委員はどのように思われますか。 ○中村裕介委員；当該事案の対処と並行して将来的な未然の防止を前提とした上で行う調査組織とそれに対する二次的な調査ですね。それ自体は民事、刑事の法的な手続を前提として調査委員会の調査を停止するという法の建付けではないわけですから調査は継続するのではないのでしょうか。 裁判になると、年単位の期間がかかる。もし仮に、委員会の結果が出た後に委員会の結果と異なる裁判結果となった場合は、新たな事態の発生を前提として再調査となるのではないのでしょうか。 ○樋口委員長；全国では色んな事が起こっていますから、そういったことも想定しておくといいかもしれない。 ○水谷委員；制度の目的が違うため、委員会は訴訟によって止まることはないかと思えます。 ○樋口委員長；それでは、議題３点目については、これで終了させていただきます。 その他、何かありますでしょうか。 （意見無し） ○樋口委員長；これを持ちまして、令和７年度第１回みよし市いじめ問題調査委員会を終了します。 ○総務課長；ありがとうございました。次回の委員会につきましては、市長から諮問などの案件がありましたら、開催させていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。 委員の皆様、お忙しい中、本日はありがとうございました。
--	--